

補足資料

1. 大学改革の主要課題 .....	P1
2. 学位課程（プログラム）の確立に向けた取組 .....	P2
3. グローバル化のさらなる促進 .....	P7
4. 国公私立を通じた大学改革支援 .....	P12
5. 各大学の使命（ミッション）の明確化 .....	P14
6. 公的な質保証システムの改善 .....	P20

1. 大学改革の主要課題について

○ 中央教育審議会の大学分科会では、大学改革について更に検討すべき課題として三つの観点を提示。

教育の質の保証・  
向上の推進

（大学教育は国際競争の時代）

○ 大学・大学院教育において、体系性・一貫性のある「学位プログラム」を確立

- 各大学の「学位授与」「教育課程」「入学者受入」の方針の明確化
  - ・ その際、キャリア教育など社会との関わり
  - ・ 社会全体のグローバル化の進展
- 上記のための、各大学の取組を支援する仕組み
  - ・ 大学の活動を支援する枠組み
  - ・ 国公私立を通じた大学改革支援
- 公的な質保証システムとして、設置基準、設置認可審査、認証評価の改善。

機能別の分化や連携  
に関する推進

（どの機能に重点化しても大学の努力が適切に評価）

○ 各大学が、そのミッション（使命）を明確化しながら機能別に分化・連携

- 各大学が重視する役割・機能等を積極的に発信
- 各大学が重視する役割・機能に着目した評価や支援
- 大学の様々な機能に関する連携を促進
  - ・ 地域コンソーシアム、教育課程の共同実施、教育研究の共同拠点、機能別の連携

大学の組織・  
経営基盤の強化

（限られた資源を効率的に活用し、全体として質の高い教育を実施）

○ 大学は、その設置形態を問わず多様な機能を有しており、全体として発展が必要

- 各大学が、大学・法人のガバナンスを強化していくための具体的検討)
- 各大学の将来の方向性を見据えた経営基盤の強化とそのための支援

## 2 (1) 「グローバル化社会の大学院教育（答申）」（平成23年1月）

### <検討の経緯>

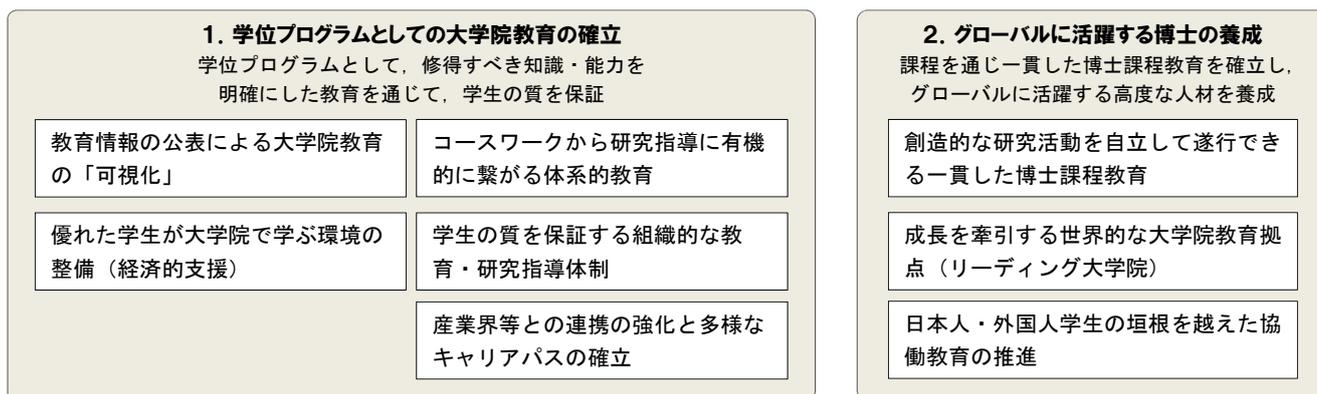
- 平成17年に、中央教育審議会答申は「新時代の大学院教育（答申）」で、大学院教育の実質化（教育課程の組織的展開の強化）と国際的な通用性・信頼性の向上を提言。これに基づき、文部科学省は「大学院教育振興施策要綱」を策定して、大学院教育の質的向上を推進。
- その後、約5年が経過し、国内の大学院の中から、約430専攻を調査し、成果や課題を検証し、今後の改善方を検討。

### <検証結果>

全体として、大学院教育の実質化に向けた取組が着実に進展。  
一方、優れた改革の他大学・他専攻への波及が不十分、また、博士課程では、体系的な教育の確立や、キャリアパスの整備等が課題。

### <改善の方向性>

グローバル化や知識基盤社会が進展する中、博士号取得者が産官学の中核的人材として活躍できるよう、大学院教育、とりわけ博士課程教育に重点を置く大学において、質の保証された教育を確立する必要。



P2

## 2 (2) 「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（平成20年12月）

### 【現状・課題】

### 【改善方策の例】

#### ① 「学位授与の方針」について

- ・主要国では「何を教えるか」から「何ができるようになるか」へ
- ・一方、我が国の大学の教育研究の目的は抽象的
- ・学位授与の方針が、教育課程や評価を律するよう機能していない
- ・大学の多様化は進んだが、最低限の共通性が重視されていない

- ・大学は、学位授与の方針を具体化・明確化し、公開
- ・学位授与の方針と学位審査の客観性を高める仕組み
- ・学修の成果を重視した大学評価
- ・中教審として、大学の参考指針として「学士力」を提示

#### 【「学士力」の主な内容】

- ① 知識・理解（文化、社会、自然 等）
- ② 汎用的技能（コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力 等）
- ③ 態度・志向性（自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任 等）
- ④ 総合的な学習経験と創造的思考力

#### ② 「教育課程編成・実施の方針」について

- ・学修の系統性・順次性が配慮されていないとの指摘
- ・学生の学習時間が短く、授業外を含めて45時間の学修を1単位とする考え方が徹底されていない
- ・成績評価が教員の裁量に依存し、組織的な取組が弱いとの指摘

- ・順次性のある体系的な教育課程を編成（ナンバリングなど）
- ・国は分野別のコア・カリキュラム等の作成を支援
- ・学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化
- ・成績評価基準を策定し、GPA等の客観的な評価基準を適用

#### ③ 「入学者受入れの方針」について

- ・ユニバーサル段階を迎え、入試によって大学の入口管理を行うことが困難（一方、特定の大学をめぐる過度の競争）
- ・総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化

- ・大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化、また、入試方法を点検し、適切な見直し
- ・初年次教育の充実や高大連携を推進

#### ④ その他の課題

- ・FDは普及したが、教育力向上に十分つながっていない
- ・主要国は、大学団体が質保証に大きな役割を果たすが、我が国では低調
- ・学士課程教育の充実に向けた財政支援が不可欠

- ・教員、大学職員の研修の活性化、教員評価での教育の重視
- ・大学団体の質保証活動の充実、学術会議の分野別質保証の検討
- ・財政支援の強化と説明責任の徹底

P3

## 2 (3) ① 「社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制」

### ① 大学設置基準に新たに規定した条文（平成23年4月1日施行）

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）  
第42条の2 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

### ② 大学の目的との関係

学校教育法  
第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

学校教育法の規定を踏まえ、大学教育や学生生活の経験を通じて獲得する成果（知識・技能、態度・志向性等）には、専門分野の知識・技能とともに、知的・道徳的・応用的能力として、社会的・職業的自立に必要な資質能力が本来的に内在していると言える。

実際に、各大学では、教育課程を通じて、それぞれの個性・特色や学問分野に応じた教育を行うほか、正課外の学生支援を通じて、職業意識の形成等の支援を行っている。これらは、単に卒業時点の就職を目指すものではなく、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、豊かな人間形成と人生設計に資することを目的として行われている。

「社会的・職業的自立に関する指導等」は、このことを踏まえ、各大学の状況に応じて、教育課程の内外を通じて行われる指導や支援について、大学設置基準に位置づけるものである。

### ③ 大学における留意事項（施行通知から抜粋）

#### (ア) 各大学における指導等の在り方

どのような取組を行うかは、教育研究目的、学部・学科の種類、学生数等の規模、学生や教職員の状況により多様と考えられ、特定の教育内容・方法が課されるものではない。

#### (イ) 教育課程の編成における取扱い

教育課程の内容と実施方法に関する方針を定める中で、個別の授業科目のシラバスや、体系的な教育課程の編成を通じて、社会的・職業的自立に関する指導等の在り方を明らかにし、学生に、その内容の理解を図る。

また、教育課程の編成と実施に際して、大学として保証すべき教育の内容・水準に十分留意する。

#### (ウ) 学内における実施体制の確保

各種の組織の活用と緊密な連携を通じて学内体制を整える。その際、専任の教職員を配置する、または独立した組織を設けるなど、組織の設置が画一的に課されるものではない。

#### (エ) 大学等の取組状況の公表

社会的・職業的自立に関する指導等の取組について、広く社会に説明していくことが求められる。

#### (オ) 産業界や各種団体等との連携と協力

社会的・職業的自立に関する指導等の実施に当たっては、就職活動の早期化の現状等を踏まえつつ、産業界や地域の各種団体、関係行政機関等との連携・協力を努める。

#### (カ) 大学院における取組

大学院でも、社会的・職業的自立に関する指導等の取組が期待される。

P4

## 2 (4) ② 大学生の「就業力」の育成を図る取組

- 大学教育を通じた「就業力」の育成、とりわけ、働く意志や、職業生活を通じて持続的に自己を向上させていく意欲・能力を培い、また、職業生活に必要な言語理解力・表現力、論理的思考力等を育むことが求められている。
- そこで、「大学の就業力向上プラン」をとりまとめ、体系的な施策を推進している（平成22～26年度）。

### ① 教育課程内外を通じた「社会的・職業的自立に関する指導等」の制度の実施

すべての大学で、教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関する指導等への取組及びそのための実施体制の整備を推進する（平成22年2月に大学設置基準を改正し、平成23年度から実施）。

### ② 教育課程内外を通じた学生の就業力育成に向けた取組の充実

入学から卒業まで全学的・体系的な指導等を総合的に実施されるよう、支援を進める。

- 例) ・ キャリア志向を高めるため、体系的な教育課程の編成や授業科目の設定、将来の進路を見通した履修指導等
- ・ インターンシップ、実習、問題解決型学習等の実践的な教育の充実、課外活動等を含め学生生活全体を通じた能力の定着
- ・ きめ細かな就職相談やカウンセリング、就職情報の提供等の充実
- ・ これらを実施するための全学的な実施体制の整備

### ③ 大学院の人材養成機能の強化

就業力育成の観点を含め、大学院教育の充実のための支援方を体系的に実施する。また、多様なキャリアパスの構築に向けた産学間のマッチングなど、大学院生の就業を促進。

- 例) ・ 人材養成目的や修得すべき知識・能力の内容の明確化と、これに沿ったコースワークから研究指導へ有機的なつながりを持った体系的な大学院教育の確立
- ・ 産学が継続的に協議する機会の充実等を通じた産学連携による博士課程の強化と、企業や試験研究機関等の社会の多様な場へのキャリアパスの確立
- ・ 語学・コミュニケーション能力を備え、高い国際感覚をもったグローバル人材の養成
- ・ 大学院生（特に博士課程学生）への就職支援の強化

### ④ 就職支援体制の充実

就職相談部門の強化や相談・支援スタッフの確保など、充実した就職支援体制を普及促進。

- 例) ・ 就職相談員の配置、就職情報ネットワークの強化
- ・ ハローワークとの連携による就職情報の提供
- ・ 就職が決まらないまま卒業した者への支援の実施

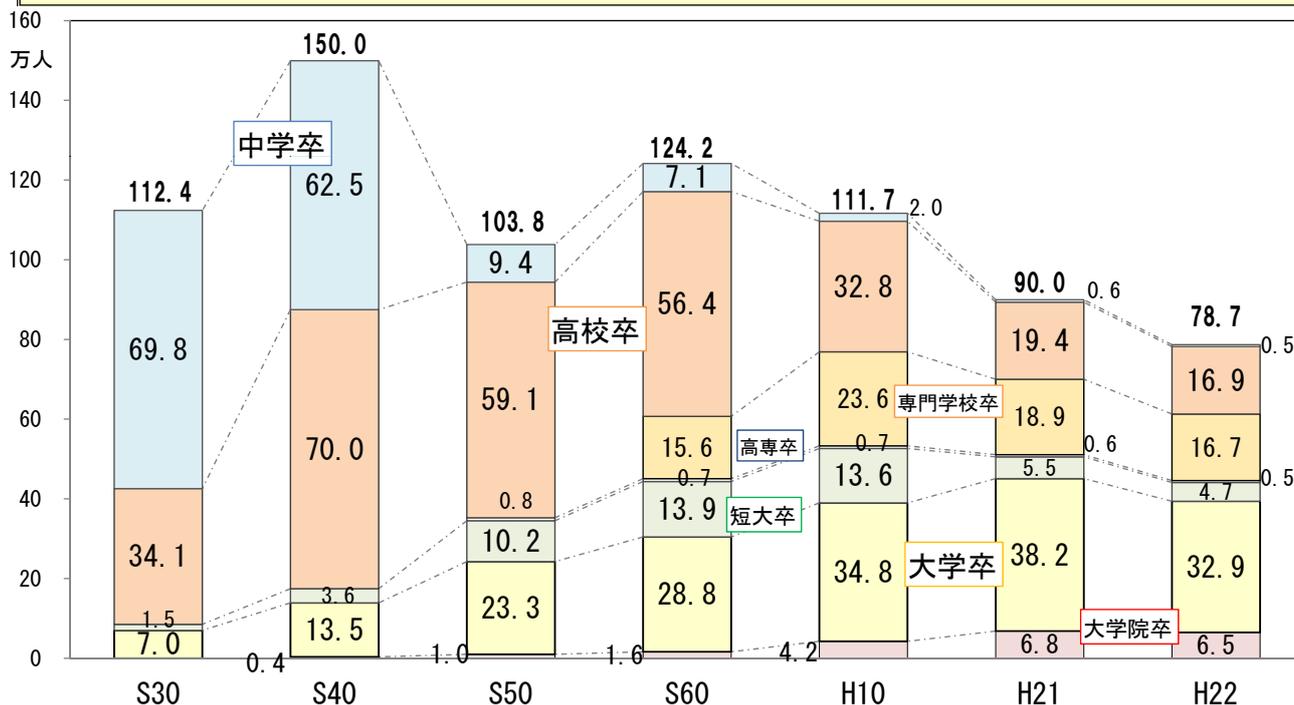
### ⑤ 産学連携等による就業力育成の推進

人材育成の強化に向けた全国的な産学間の協議を充実し、個人の学修成果が様々な場で評価・活用される仕組みづくりを推進。

P5

## 2 (4) ③新卒就職者数の推移

- 新卒就職者は、昭和40年の150万人に対し、現在80万人弱。
- 学校段階別には、中学卒は昭和30～40年代に60万人台で、高校卒は昭和50～60年代に50万人台で、それぞれもっとも多かった。平成には大学（学部）卒が30万人台となり、もっとも多い。また、大学院修了者の就職者が増加。



文部科学省「学校基本調査」の各年度の「就職者数」を集計（「一時的な仕事に就いた者」は含まない）。

P6

## 3 (1) 質保証に関する国際的な動向

### (1) 質保証に関する各国の仕組み

- アメリカは、事後評価としてのアクレディテーションを重視。
- ヨーロッパでは、事前チェックとしての設置認可制度と事後評価の組合せによる公的な質保証システムを構築。

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
大学の設置認可	国の設置認可（大学設置・学校法人審議会の審査）	州政府による認可	国による認可（QAA, Quality Assurance Agencyの審査）	学位授与権を持つ大学は国立のみ	州政府による認可（州立大学と同程度の水準を要する）
事後評価	国の認証を受けた団体による機関評価	民間のアクレディテーションによる評価	①QAAIによる機関評価 ②HEFCEによる研究評価	大学評価委員会(CNE)による機関評価	民間の適格認定による機関別・課程別評価
事後評価結果の活用	大学と国に通知・一般に公表	連邦政府奨学金や科研費の受給条件	①大学と国に通知 ②研究予算配分に反映	大学に通知	大学に通知

### (2) 各国の質保証の取組に関する国際的なガイドライン

- 2005年のユネスコ・OECDの「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」“Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education”により、各国政府が、それぞれの責任で高等教育の質を保証することが国際的に承認。
- また、各国には、それぞれの大学制度の仕組みの透明性の向上や、各大学の活動に関する情報公表を進めることが要請。

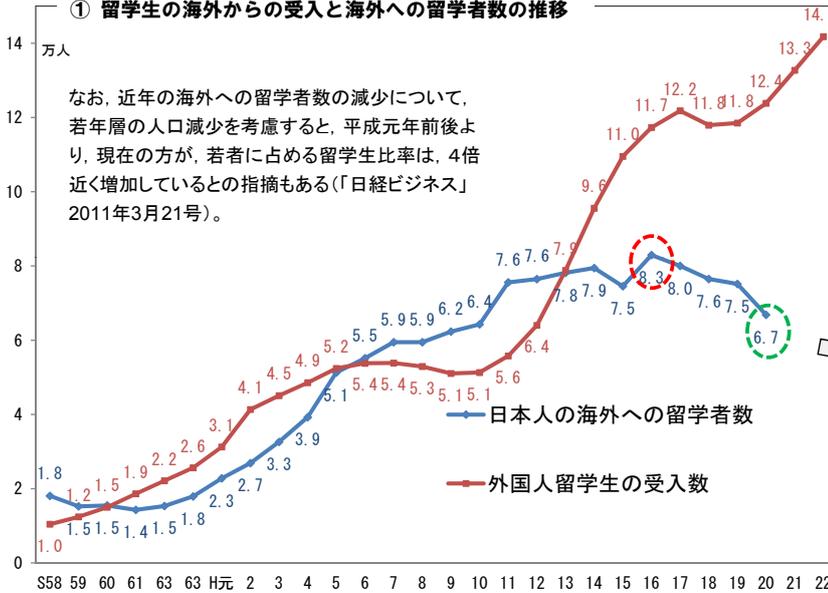
### (3) 国を超えた国際的な連携の動き

- 欧州では、「欧州高等教育圏」として、大学教育の質保証制度が進展。さらに非EU諸国の参加の拡大。
  - (ア) 各国の学位制度を「学士、修士、博士」の3段階に整理し「欧州高等教育圏内の包括的な資格制度」と対応する。
  - (イ) 流動性の促進のため、ビザ・在住許可・就労許可制度の改善や、国境を越えた奨学金や年金管理を促進。
  - (ウ) 海外の学位への正当な評価のため、単位互換や累積単位制度を促進。国境を越えたジョイント・ディグリーも促進。
  - (エ) 質保証制度のため、「質保証の基準・ガイドライン」を設け、内部質保証と第三者評価を各国に要請。
- アジアでも、日本のイニシアチブにより、中国・韓国との大学間交流を進める「CAMPUS Asia」構想が発足。
  - ・ 3カ国の大学、質保証機関、産業界等から有識者が出席し、各国の多様性を前提としつつも、単位互換等が質を保証する形で進むよう検討を開始。
  - ・ 将来的には、日中韓の3カ国にとどまらず、東南アジア諸国の参加も呼びかけるオープンな枠組みを念頭。

P7

### 3 (2) 留学生交流の進展

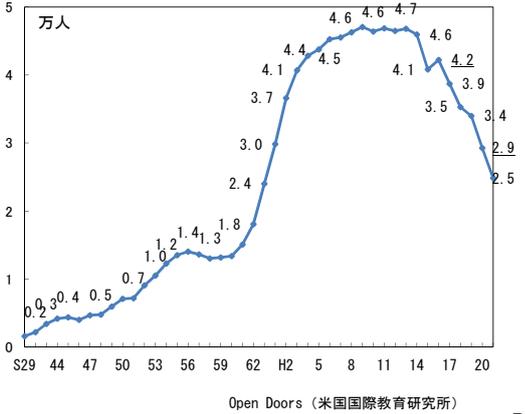
#### ① 留学生の海外からの受入と海外への留学者数の推移



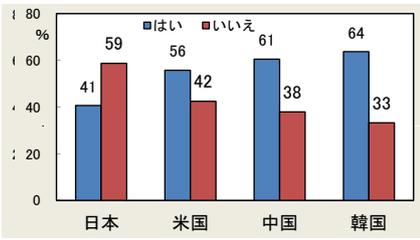
#### ② 日本人学生の主な留学先

	H16	H20	増減
アジア	21,852	20,636	△ 1,216
中国	19,059	16,733	△ 2,326
韓国	914	1,062	148
台湾	1,879	2,182	303
ヨーロッパ	12,995	10,704	△ 2,291
イギリス	6,395	4,465	△ 1,930
ドイツ	2,547	2,234	△ 313
フランス	2,337	1,908	△ 429
オセアニア	4,085	4,025	△ 60
アメリカ	42,215	29,264	△ 12,951
計	82,945	66,833	△ 16,112

#### ③ 米国の大学に留学した日本人学生数の推移



#### ④ 「もし可能なら外国へ留学したいか」



受入：文部科学省、日本学生支援機構調べ  
派遣：OFOD、IIF、ユネスコ文化統計年鑑等

### 3 (3) ① 世界的な大学ランキングへの関心の高まり

- いわゆる大学ランキングには、民間のものを含めて様々なものが存在する。そのうち英国のTIMES紙の高等教育別冊(Times Higher Education)によるランキングでは、2009年と2010年で順位に大きな変化があった。これは評価の観点・指標の変更によるものであり、必ずしも大学の実力が直ちに変わったことを意味しない。
- ただし、Times Higher Educationは、各国の大学への公財政への重視や、中国・香港・台湾・韓国の躍進を取り上げながら、日本の存在感の低下に言及し「大学の国際化がうまくいかなければ、長期的には問題になる懸念がある」旨の識者のコメントを掲載している。

#### 【2009年のランキング】

- ハーバード大学(米)
- ケンブリッジ大学(英)
- イエール大学(米)
- UCロンドン(英)
- インペリアル・カレッジ(英)
- オックスフォード大学(英)
- シカゴ大学(米)
- プリンストン大学(米)
- マサチューセッツ工科大学(米)
- カリフォルニア工科大学(米)

#### 【2010年のランキング】

- ハーバード大学(米)
- カリフォルニア工科大学(米)
- マサチューセッツ工科大学(米)
- スタンフォード大学(米)
- プリンストン大学(米)
- ケンブリッジ大学(英)
- オックスフォード大学(英)
- カリフォルニア大学バークレー(米)
- インペリアル・カレッジ(英)
- イエール大学(米)

#### (参考)

#### 【2010年の400位以内】

- 名古屋大学
- 東京医科歯科大学
- 首都大学東京
- 筑波大学
- 北海道大学
- 九州大学
- 徳島大学
- 大阪市立大学
- 千葉大学
- 広島大学
- 早稲田大学
- 慶応義塾大学
- 神戸大学
- 岡山大学
- 新潟大学
- 金沢大学
- 横浜国立大学
- 豊橋技術科学大学
- 横浜国立大学
- 東京理科大学
- 長崎大学
- 大阪府立大学

#### 【2009年と2010年の200位以内のアジアの大学数の変化】

	2009年	2010年
日本	11大学	↓ 5大学
中国	6大学	→ 6大学
韓国	4大学	→ 4大学
香港	5大学	↓ 4大学
台湾	1大学	↑ 4大学

- 22 東京大学
- 24 香港大学(香港)
- 25 京都大学
- 35 香港科技大学(香港)
- 43 大阪大学
- 46 香港中文大学(香港)
- 47 ソウル国立大学(韓国)
- 49 清華大学(中国)
- 52 北京大学(中国)
- 55 東京工業大学
- 69 韓国科学技術院(韓国)
- 92 名古屋大学
- 95 国立台湾大学(台湾)
- 97 東北大学
- 103 復旦大学(中国)
- 124 香港城市大学(香港)
- 134 浦項工科大学(韓国)
- 142 慶應義塾大学
- 148 早稲田大学
- 151 延世大学(韓国)
- 153 上海交通大学(中国)
- 154 中国科技大学(中国)
- 155 九州大学
- 168 南京大学(中国)
- 171 北海道大学
- 174 筑波大学
- 195 香港理工大學(香港)

- 21 香港大学(香港)
- 26 東京大学
- 28 浦項工科大学(韓国)
- 37 北京大学(中国)
- 41 香港科技大学(香港)
- 49 中国科技大学(中国)
- 57 京都大学
- 58 清華大学(中国)
- 79 韓国科学技術院(韓国)
- 107 国立清華大学(台湾)
- 109 ソウル国立大学(韓国)
- 111 香港バプティスト大学(香港)
- 112 東京工業大学
- 115 国立台湾大学(台湾)
- 120 南京大学(中国)
- 130 大阪大学
- 132 東北大学
- 149 香港理工大學(香港)
- 163 国立中山大学(台湾)
- 171 中山大学(中国)
- 181 国立交通大学(台湾)
- 190 延世大学(韓国)
- 197 浙江大学(中国)

### 3 (3) ② "Times Higher Education" による大学ランキングの評価項目の変更

- 2010年のTimes Higher Educationの新たな評価指標は、従来の6項目から、13項目に細分化されており、その際、以下のような変更がされている例：
  - 大学財政に関する指標が全体の約1割を占める（従来は財政は指標に含まれなかった）。
  - 「論文引用」で、学問分野の特性が調整されるとともに、評価での重み付けが増加（20%→32.5%）
- 「論文引用」については、評価の詳細な観点・指標が明らかになっていないが、従来、国際競争力のある理工系により上位に来ることができた大学でも、今回、学問分野が6つ（人文、社会、医療、工学、生命、物理）に分割され、均等な重みを持つことになったことが影響しているとの指摘がある。

#### 2009年までの評価指標

- ①各国研究者の評価（40%）
- ②雇用の評価（10%）
- ③学生当たり教員比（20%）
- ④教員当たり論文引用（20%）
- ⑤外国人教員比（5%）
- ⑥外国人学生比（5%）

#### 2010年の新たな評価指標

- ①教育（30%）
  - 研究者による評価（15%）
  - 教員当たり学部学生数（4.5%）
  - 学士授与数当たり博士授与数比率（2.25%）
  - 教員当たり博士授与数（6%）
  - 教員当たり収入（2.25%）
- ②論文引用（学問分野の違いを調整）（32.5%）
- ③研究（30%）
  - 研究者による評価（19.5%）
  - 教員当たり研究収入（5.25%）
  - 教員当たり論文数（4.5%）
  - 研究収入中の公的資金の割合（0.75%）
- ④国際（5%）
  - 外国人教員比率（3%）
  - 外国人学生比率（2%）
- ⑤産学連携（2.5%）
  - 教員当たり産学連携収入（2.5%）

#### 【Times Higher Educationによる解説】

- 今回のランキングでは、1位のハーバード大学を筆頭に、米国が上位5位を独占した。経済危機にもかかわらず高い水準の教員給与と、トップ大学における国際的な環境を受けて、米国の大学に世界中の優れた者が集まってくる。
- 米国の高等教育への投資は他国の2倍以上。OECD諸国が平均でGDP比1.5%を投じるが、米国では3.1%に及ぶ。
- 一方、香港（ランキングの上位200位中に4大学）、中国（同6大学）、台湾（同4大学）、韓国（同4大学）などの大学はランキング順位を上げている。韓国は、数十億ドル規模を投じる“world-class university project”の効果が出てきている。
- 今回のランキングではアジアの大部分の強さが目立つ一方、日本のポテンシャルの弱さも明らかになった。日本の大学で100位以内にあるのは東大と京大の2校のみ。

(<http://www.timeshighereducation.co.uk/world-university-rankings/2010-2011/analysis-usa-top-universities.html> より抄訳)

### 3 (3) ③ "Times Higher Education" による大学「評判」ランキング

- イギリスのタイムズ紙は、従来から「世界大学ランキング」を公表。（大学の「教育」「論文引用」「研究」「国際化」「産学連携」の総合ランキング）
- タイムズ紙は「世界大学ランキング」で用いた「教育」と「研究」の指標のうち、大学関係者の相互評価（評判：reputation）に基づくランキング（Times Higher Education World Reputation Rankings）を、2011年3月10日に発表。
- 具体的には、大学関係者13,000人以上に「最優秀の学部学生に、最高の大学院として、どこを推薦するか」等を分野別に問い、そうした結果を、研究：教育＝2：1の比重で集計。

#### 【上位10大学】

順位	大学	国
1	ハーバード	米
2	マサチューセッツ工科大	米
3	ケンブリッジ	英
4	UCバークレー	米
5	スタンフォード	米
6	オックスフォード	英
7	プリンストン	米
8	東京大学	日
9	イエール	米
10	カリフォルニア工科大	米

#### 【上位100位以内の国別大学数】

国	大学数
アメリカ	45
イギリス	12
日本	5
カナダ	4
オーストラリア	4
ドイツ	4
オランダ	4
スイス	3
スウェーデン	3

- タイムズ紙の「高等教育別冊」のコメントは以下のとおり。
  - ・ 国際的には、アメリカの大学が極めて優勢。次いで、イギリスと日本が強い。
  - ・ 驚くことに、日本の大学が実力の強さを発揮。東大、京大、阪大は、「世界大学ランキング」の順位を上回った。日本は、5つの大学が上位100位内にあり、アメリカとイギリスに続いており、これは、カナダやオーストラリアを上回る。

#### 【日本の大学の順位（従来の大学ランキングと今回の「名声」ランキング）】

大学	Timesの従来の大学ランキング (2010年公表)	「名声」ランキング (今回)
東京大学	26位	8位
京都大学	57位	18位
大阪大学	130位	50位
東北大学	132位	51~60位
東京工業大学	112位	

## 4 (1) 国公立を通じた大学改革支援について大学分科会（行財政部会）の論点整理

- 国公立を通じた大学教育改革の支援には、
- ①大学に対する社会的要請を踏まえること、
  - ②大学が（体系的・一貫性ある教育課程を整え、それに基づき教育し、学修成果に応じた学位を授与する）学位プログラムの確立を促すこと、
- の二つが重要である。そうした認識に基づき、平成22年6月に、行財政部会では、大学・産業界等からヒアリングを行い、これまでの成果と課題、さらに、改善の方向性を取りまとめた。

### ①取組の成果

#### (7) 大学教育の活性化

- ・申請・採択を通じて改革意識が向上し、教育力を高める取組に意欲。
- ・学部・研究科を超えた改革を通じ、学長がリーダーシップを発揮。
- ・取組の成果が他大学に波及。

#### (4) 教育研究活動の改善

- ・大学の教育研究の特色が明確化。
- ・大学のグローバル化に貢献。
- ・社会の要請にこたえる人材養成機能が強化。
- ・支援終了後も事業が継続・発展。

### ②課題

- ・各事業の目的と政策目標の関係の再整理。
- ・他の競争的資金と重複が生じないよう目的の一層の明確化。
- ・申請や事業の運用に係る事務負担軽減。
- ・成果の把握・分析、検証・評価の明確化。
- ・事業終了後のフォローアップ。

### ③今後の改善の方向性

大学教育の質保証を強化し、あわせて、各大学が自らの個性・特色を明確にし、機能別に分化していくよう支援。また、そうした取組を国民に分かりやすく発信。

#### (7) 事業の全体

- 明確な教育目標、修得すべき知識・能力の体系を備えた学位プログラムを提供する取組への支援を強化。
- 社会的要請が高く、また、大学教育政策として優先順位が高いものを分かりやすく示し、重点的に支援。
- 教育取組の成果・効果を測る指標の明確化。
- 大学間や地域・産業界等との連携体制の構築。
- 手続きの簡素化による負担軽減等、大幅な運用の改善。
- 成果や進捗状況を踏まえ、適宜、見直しを行う仕組み。

#### (4) 世界レベルの卓越した教育研究拠点形成への支援

- 大学院教育プログラムの指標等の明確化。
- 産学官連携での博士課程教育、多様なキャリアパスの確立。
- 事業期間終了後、特に優れた取組を充実・発展させる仕組み。

#### (7) 競争的な環境下で大学教育を改善する取組への支援

- 申請、採択において、情報公開や機能別分化を促進する方策。
- 成果を分かりやすく示し、他大学への波及効果を高める仕組み。

P12

## 4 (2) 国公立大学を通じた大学改革支援プログラムの変遷

以下の図は、各事業について、新規採択を行った年度を表している。

政策目標	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
国際的に卓越した教育研究拠点の形成	21世紀COEプログラム (274件)						グローバルCOEプログラム (140件)			博士課程リーディング大学院プログラム (予定：17件)
学段落階を中心とした大学教育の質の保証と向上		特色ある大学教育支援プログラム (285件)					質の高い大学教育推進プログラム (148件)	大学教育・学生支援推進事業 (大学教育推進プログラム) (30件)	大学教育・学生支援推進プログラム (30件)	
学生の人間力を高め人間性豊かな社会人を育成						新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム (93件)		大学教育・学生支援推進プログラム (496件)	大学生の就業力育成支援事業 (180件)	
大学院教育の実質化				「魅力ある大学院教育」イニシアティブ (143件)		大学院教育改革支援プログラム (192件)				
大学の力を結集させた教育の充実と地域活性化							大学教育充実のための戦略的連携支援事業 (92件)			
大学教育の国際化		大学教育の国際化推進プログラム (H20から大学教育の国際化加速プログラム) (1,276件)								
我が国を代表する国際化拠点の形成								国際化拠点整備事業 (13件)	日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業 (6件)	大学の世界展開力強化事業 (予定：20件)
高度専門職業人養成機能の向上		法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム (85件)				専門職大学院等教育推進プログラム (38件)	専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム (26件)			
質の高い専門医療人材の養成と大学病院の機能強化		大学・大学院の教員養成推進プログラム (34件)			資質の高い教員養成推進プログラム (24件)	がんプロフェッショナル養成プラン (18件)	大学病院連携型高度医療人養成推進 (21件)		周産期医療環境の整備 (7件)	大学・大学院における専門医療人材養成機能強化事業 (予定：6件)
社会人の多様な学び直し							社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム (160件)		看護師の人材養成システムの確立 (12件)	チーム医療推進のための大学病院松陵の人材養成システムの確立 (予定：7件)
産学連携による専門的人材育成の充実		派遣型高度人材育成協同プラン (30件)				ものづくり技術者育成支援事業 (12件)	産学連携による実践型人材育成事業 (12件)			口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境整備事業 (予定：2件)
						サビ・ス・イ/バージョン人材育成推進プログラム (6件)				
						先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム (8件) (共同採択を含む)				

P13

## 5 (1) 機能別の分化による各大学のミッションの明確化

○ 大学の機能別分化が進展する中で、各大学が、どのような教育研究を目指すのか、そして、その取組状況がどうなっているか外部から十分に見えるよう、機能別の評価の具体化が課題。

### ① これまでの提言と施策

#### 【平成17年の中央教育審議会の指摘】

- 各大学は様々な機能を併有している。
  - 世界的な研究・教育拠点、
  - 高度専門職業人の養成、
  - 幅広い職業人の養成、
  - 総合的な教養教育、
  - 特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、
  - 地域の生涯学習機会の拠点、
  - 社会貢献（地域貢献、産学官連携、国際交流等）

○ その上で、今後、各大学が、これらの機能にどう比重を置くかによって分化すると想定。（大学が7つに種別化することではない）

#### 【関連する施策の例】

- 国公立を通じた大学改革支援。
  - ・ COE (Centers of Excellence) (我が国を代表する教育研究拠点)
  - ・ GP (Good Practices) (他大学にも普及すべき教育活動)
- そのほか、国立大学の組織・業務全般の見直しや、私学助成の特別補助を通じて、大学の機能別分化に対応
- 大学間の連携を促進する仕組みを整備（次ページで説明）

### ② 今後の課題

#### 【各大学の教育研究状況（プロフィール）の積極的な発信】

- ・ 各大学の多様な個性・特色が、どう具体化されているか、大学の“強み”を「プロフィール」として社会に分かりやすく示す仕組み。

#### 【こうした各大学の“強み”を積極的に評価】

- ・ 国立大学法人評価、認証評価、そのほかの仕組みを組み合わせた方策を検討。
- ・ この1月には、認証評価の評価機関が協議会が発足しており、よりよい評価に向けた検討も進展。

○ その際、

- ・ 大学の実際の活動は、7種類だけで分けられるものではなく豊富な活動が展開される。「種別化」や単一尺度の「ランキング」では、大学の實力は見えない。
- ・ したがって、類似の機能に重点を置いた大学でも、具体的な教育研究活動の姿は大きく異なる。例えば「地域貢献」の方法は、大学の特徴や地域の状況に応じて千差万別。

○ 自己点検・評価や、教育情報の公表の取組とあわせて、各大学の創意工夫による情報発信に大いに期待。

P14

## 5 (2) 大学間連携の進展

- 機能別分化が進展する中で、各大学が自らの強みを持つ分野に集中・強化しながら、他大学との連携を深め、大学全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが重要。
- 大学による自主的なコンソーシアム形成が進む中で、制度的にも連携を促進する仕組みを整備している。

#### 【コンソーシアムをはじめ自主的な連携の枠組みの形成】

- 大学コンソーシアムは、現在、全国で48団体が活動。
- コンソーシアムが、様々な地域・分野・機能に着目して形成されることは、質保証・向上に契機。

○ また、国内でのコンソーシアムだけでなく、海外に拠点を持つ大学が、共同で国際的な活動を展開する事例など、多様な活動が進んでいる。

(参考) 大学間連携のヨーロッパの例

- EU内の大学交流が進展する中で、学生が積極的に大学間を移動し、単位互換により幅広く学修する「エラスムス計画」が展開。
- 「エラスムス計画」に参加する学生数は、年間3,000人(1987年)から19万9,000人(2008年)に拡大。累計で207万人に達する。

#### 【共同利用・共同研究拠点】(平成20年度に制度化)

- 学術研究分野に関し、国公立を通じた共同利用・共同研究拠点が制度化。
- 現在79の拠点が認定(理学・工学系33拠点、医学・生物学系29拠点、人文系・社会科学系18拠点)。

#### 【教育・学生支援分野の共同利用拠点】(平成21年度に制度化)

- 複数大学が連携して、教育活動や学生支援するための拠点を文部科学大臣が認定。
- 例えば、以下のような活動が想定。
  - ・ 留学生を対象とした日本語教育センター
  - ・ 多様な支援機能を備えた学生用宿舎
  - ・ 大型練習船、演習林、農場、スポーツ施設
  - ・ 英語教育や情報教育の拠点
  - ・ FD・SDセンター

#### 【教育課程の共同実施】(平成22年度に発足)

- 国内の大学が、共同で教育課程を編成・実施し、連名で学位授与を行う仕組みを制度化。
- 共同でより魅力ある教育研究・人材育成を実現。(現在、3つの取組が見られ、今後も多様な取組が構想中)

#### 例：鹿児島大学と山口大学の「共同獣医学部」構想 (平成24年度に向けて)

畜産基地に位置し、高度産業動物獣医療と家畜衛生に強い鹿児島大学と、大都市間に位置し、伴侶動物の高度獣医療や感染症予防・公衆衛生に強い山口大学が連携し、補完的な教育を実践。

P15

## 5 (3) 教育情報の公表の促進

### (2) 各大学が公表すべき教育情報（学校教育法施行規則を改正）

すべての大学を対象とする教育情報	参考：国際的な発信の観点から想定される情報項目例 (大学分科会が、大学の参考に資する観点から作成)
<p><b>1. すべての大学で公表すべき事項</b></p> <p>(1) 教育研究上の目的（学部・学科・課程等ごと）</p> <p>(2) 教育研究上の基本組織（学部、学科、課程等の名称）</p> <p>(3) 教員組織、教員数（男女別・職別）、教員の保有学位・業績</p> <p>(4) 入学受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業生数、卒業後の進路（進学者数、就職者数、主な就職分野等）</p> <p>(5) 授業科目の名称、授業の方法・内容、年間授業計画</p> <p>(6) 学修成果の評価の基準、卒業認定の基準</p> <p>(7) 校地、校舎等の施設・設備その他の教育研究環境（キャンパス概要、運動施設の概要、課外活動の状況とそのため施設、休息を行う環境、主な交通手段等）</p> <p>(8) 授業料、入学金その他の費用徴収、寄宿舍・学生寮等の費用、施設利用料等</p> <p>(9) 学生の修学、進路選択、心身の健康等の支援（留学生支援や障害者支援等の様々な学生支援を含む）</p> <p><b>2. 公表に努めるべき事項</b></p> <p>○ 教育課程を通じて修得が期待される知識・能力体系（どのようなカリキュラムに基づき、どのような知識能力を身に付けるか）</p>	<p>○ 外国人教員数、研究成果の生産性や水準（論文数・論文被引用数等）</p> <p>○ 教員当たり学生数（フルタイムとパートタイム教員）</p> <p>○ 各授業の平均学生在籍数</p> <p>○ 学生の卒業率、学位授与件数</p> <p>○ ナンバリングとシラバス（学内で共通化）</p> <p>○ インターンシップの機会</p> <p>○ 英語による授業のみで学位を取得可能なコースの設置状況</p> <p>○ 学生交流や単位互換、ダブル・ディグリー等の実績</p> <p>○ 単位認定、学位認定、成績評価の基準（大学としての統一方針）</p> <p>○ 留学生への支援の状況（留学生の学位取得状況、卒業後の就職状況）</p> <p>○ 明確な方針に基づく教育課程とその水準・修得すべき知識・能力の明確化と、それを体系的に修得できる教育課程</p>

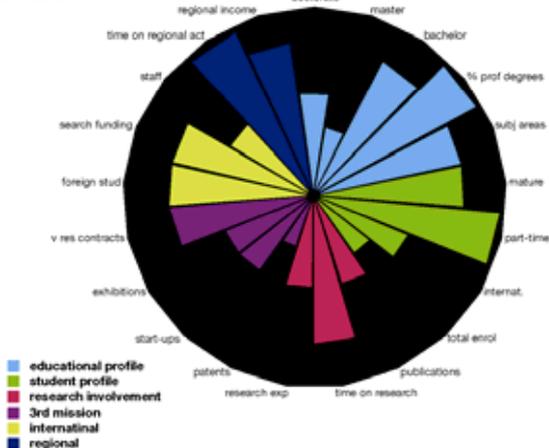
P16

## 5 (4) 欧州のU-Mapの事例

- 欧州では、域内の大学の多様性を踏まえ、学生や産業界への情報提供の観点から、各大学の活動を可視化するための手法の開発が求められており、2005年から欧州委員会の支援を受けて「欧州高等教育分類」(European Classification of Higher Education Institutions)の検討が進展。
- 各大学から情報の提供を受けてデータベースを整備し、学生の構成や、どのような活動に重点を置いているかレーダーチャート等の形式で表示し、大学間の比較が可能なようにする検討が進んでいる。

### 【公表イメージ例】

(大学がどのような機能に重点を置いているかによって、異なる図柄として表現される)



### 【U-Mapで表示される情報】

- 教育**
- ・ 博士・修士・学士のどの段階に重点を置くか
  - ・ 特定分野に限定した大学か、総合大学か
  - ・ 一般的な教育か資格等と連動した教育か
  - ・ 教育費の規模の程度
- 学生**
- ・ 成人学生の占める割合の程度
  - ・ パートタイム学生の占める割合の程度
  - ・ 遠隔教育の課程の占める学生の割合の程度
  - ・ 学生数に着目した大学規模
- 研究環境**
- ・ 研究活動の活発の程度
  - ・ 博士の授与権数の程度
  - ・ 研究費の規模の程度
- 知識移転**
- ・ 新規開業企業の設置
  - ・ パテント件数
  - ・ 文化活動
  - ・ 知識移転に係る収入の規模
- 国際活動**
- ・ 海外の学位の取得を目指す学生数
  - ・ 海外からの受入学生数
  - ・ 海外への派遣学生数
  - ・ 外国人教員の占める割合
  - ・ 海外からの収入の重要度
- 地域貢献**
- ・ 卒業生のうち地域で働く者の占める割合
  - ・ 入学者のうち地元出身者の占める割合
  - ・ 地域からの収入の重要度

P17

## 5 (5) イギリスの「大学成果指標」(Performance Indicators)の事例

- イギリスでは、各大学の出資により設立した大学団体が、大学統計を収集・整理しており、全大学の
  - ・ 学生数 (課程別・分野別・男女別等)
  - ・ 教員数 (分野別・男女別等)
  - ・ 収入と支出の内訳
 などが一覧表形式で公表されている。

- 加えて、大学団体やファンディングカウンシルにより、各大学の教育研究活動の成果指標(Performance Indicators)が毎年、公表されている。

### 【項目】

- ・ 多様な学生の受入拡大への取組 (公立学校出身者、経済的困難な者、障害を持つ者の受入状況)
- ・ 中途退学率
- ・ 卒業率
- ・ 研究活動 (博士課程授与数, 教員当たり研究収入)
- ・ 卒業後の就職率
- こうした指標は、大学の多様性への考慮を意識しており、大学ごとに算出されたベンチマークとあわせて公表されており、大学間の単純なランキングにならないよう設計されている。
- これらは、大学としての説明責任と教育の質の向上を果たすことを目的として行われており、各大学が、公財政を受ける前提とされる (予算配分額への反映はない)。

例: 「大学活動指標」における中途退学率のデータの公表の取扱い (他の項目も同様の取扱い)

- ケンブリッジ大学では、中途退学率は、ベンチマーク (2.9%) より、実際の値 (0.8%) の方が低い。
- また、パーミンガム・シティ大学でも、中途退学率は、ベンチマーク (10.0%) よりも実際の値 (8.3%) の方が低い。
- したがって、2つの大学とも、ベンチマークよりも実際の中途退学率の方が低く、それぞれの学生の特性等を踏まえた取組がなされていると評価できる (両大学の中途退学率 (0.8% と 8.3%) の値をそのまま比較しても意味がない)。

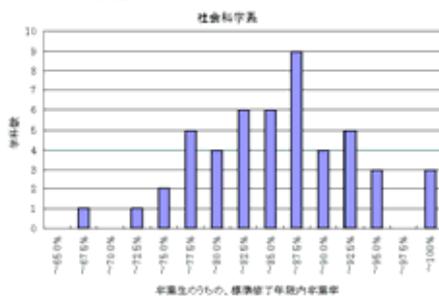
	学士課程入学者数	国内の他の高等教育機関に移籍した者	高等教育機関に在籍していない者	高等教育機関に在籍していない者の割合	
				参考:ベンチマーク (%)	マーク (%)
Total UK	261995	7680	18755	7.2	
Anglia Ruskin University	1455	25	150	10.4	9.5
Aston University	1500	70	70	4.7	5.9
Bath Spa University	990	30	50	5.2	7.2
The University of Bath	1660	50	50	3.1	4.0
University of Bedfordshire	1120	30	80	7.2	10.6
Birkbeck College(ES)	0	0	0	-	-
Birmingham City University	2365	65	195	8.3	10.0
The University of Birmingham	3980	55	135	3.4	4.1
University College Birmingham	375	5	40	10.5	10.3
Bishop Cate University College	245	5	5	6.7	7.7
Exeter University	25	0	150	6.4	
The University of Bradford	1400	95	160	11.3	9.1
The University of Brighton	2280	70	190	8.2	7.8
The University of Bristol	2995	35	75	2.4	3.1
Brunel University	2605	135	155	5.9	8.1
Buckinghamshire New University	760	15	70	9.0	11.7
The University of Buckingham	65	0	5	6.3	10.5
The University of Cambridge	2710	20	25	0.8	2.9
Canterbury Christ Church University	1505	45	125	8.2	8.9
The University of Central Lancashire	2825	75	400	14.1	11.1

P18

## 5 (6) 大学評価・学位授与機構の「大学情報データベース」の調査項目

- 大学評価・学位授与機構の「大学情報データベース」は、現在、国立大学のみを対象とし、国立大学法人評価で活用するとともに、国立大学に対して、その活動の改善に資するためのデータ提供を行っている。データベースの内容は、一般には公表されていない。
- これらをはじめとする既存のノウハウを活用しつつ、我が国の大学制度に適切な情報の活用支援と公表の仕組みづくりが課題。

データベースの活用例  
(国立大学の標準修了年限内卒業率)



### 【データベースで分析できる内容】

#### ●教育水準

##### 分析項目 I 教育の実施体制

###### 観点 1-1 基本的組織の編成

- (1) 学生数の課程別構成
- (2) 入学定員充足率
- (3) 学生構成 (女性学生, 社会人, 留学生)
- (4) 専任教員数, 構成, 学生数との比率
- (5) 本務教員数構成
- (6) 本務教員の取得学位別の分布
- (7) 本務教員の専門分野別分布
- (8) 兼務教員の数
- (9) 研究員数
- (10) 職員数

##### 分析項目 II 教育内容

###### 観点 2-2 学生や社会からの要請への対応

- (11) 科目等履修生・聴講生

##### 分析項目 III 教育方法

###### 観点 3-1 授業形態の組合せと指導法の工夫

- (12) 海外派遣率
- (13) TA・RA採用状況

###### 観点 3-2 主体的な学習を促す取組

- (14) 図書館・設備等
- (15) 図書館・資料等

#### 分析項目 IV 学業の成果

##### 観点 4-1 学生が修得した学力や資質・能力

- (16) 進級状況
- (17) 卒業・修了状況
- (18) 学位取得状況
- (19) 資格取得状況

#### 分析項目 V 進路・就職の状況

##### 観点 5-1 卒業 (修了) 後の進路の状況

- (20) 進学・就職状況
- (21) 職業別の就職状況
- (22) 産業界別の就職状況

#### ●研究水準

##### 分析項目 I 研究活動の状況

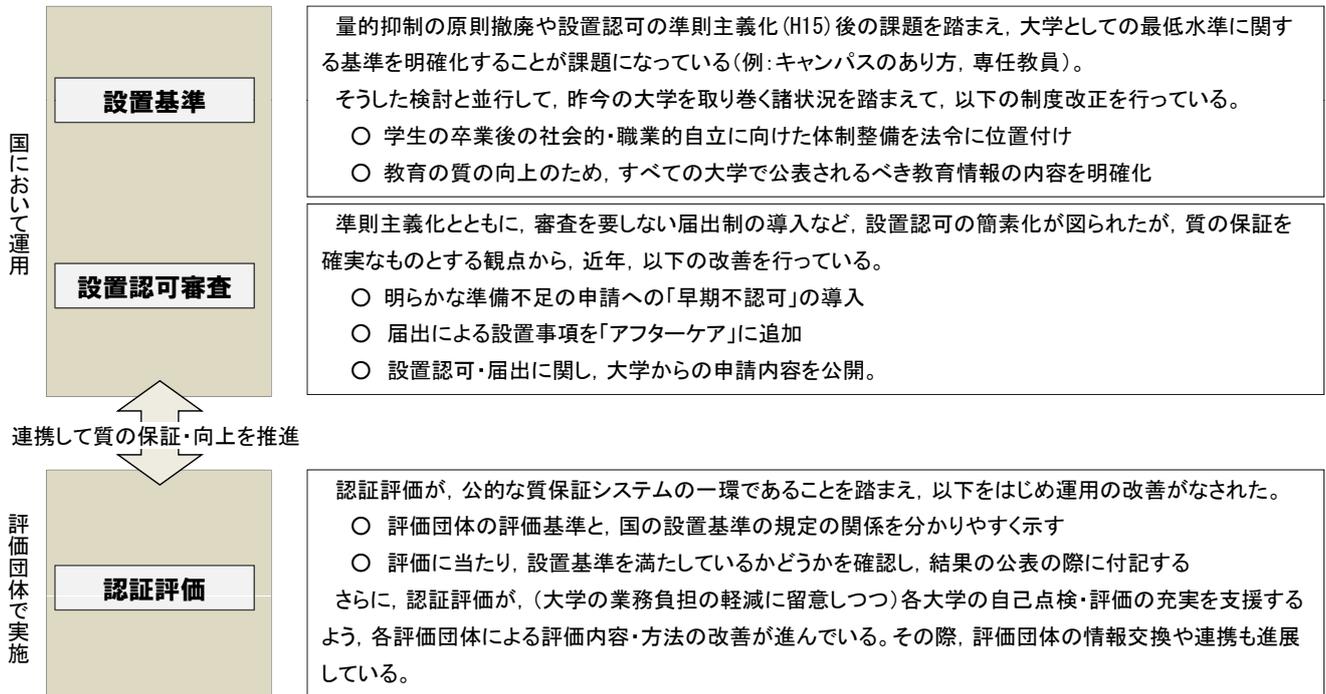
###### 観点 1-1 研究活動の実施状況

- (23) 知的財産権の出願・取得状況
- (24) 科研費申請・内定の状況
- (25) 種目別科研費申請・内定の状況
- (26) 競争的外部資金内定状況
- (27) 共同研究の実施及び受入状況
- (28) 外部資金・総収入のうち各研究費
- (29) 受託研究の実施及び受入状況
- (30) 外部資金・総収入のうち各研究費
- (31) 寄附金受入状況

P19

## 6 (1) 公的な質保証システムの改善

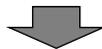
- 平成21年以降、中教審大学分科会では、制度面に着目した検討を進め、特に公的な質保証システムとしての設置基準、設置認可審査、認証評価に関する改革を提言してきた。
- これらは、大学の教育活動が一定の内容・水準をもって継続的になされるための条件整備とともに、各大学での主体的な改革が実質的に機能することを促す上で重要な役割を果たす。



P20

## 6 (2) 設置認可の弾力化の現状と課題

- 「事前規制から事後チェックへ」という規制改革の流れを踏まえ、第三者評価としての認証評価制度を導入するとともに、大学設置基準や審査手続を大幅に見直し。  
 例：・大学設置等の量的な抑制方針を基本的に撤廃  
 ・審議会内規等の審査基準を廃止し、告示以上の法令に規定(準則主義化)
- また、学部や学科等を設置する際に、学問分野を大きく変更しないものは事前審査を不要とする届出制度を、平成16年度開設分から導入(学問の進展や社会の変化に対応した機動的な組織編成が可能)。



- これにより、近年、大学の学部・大学院数や収容定員が急増したが、設置認可申請に課題のある件数が増加しており、「大学らしさ」「大学にふさわしい教育・研究水準」の共通理解に懸念が生じている。
- そこで、大学分科会の提言等を受けて、設置認可における審査ルールの明確化を随時進めている。また、明らかな準備不足の申請への「早期不認可」を導入(H21)。

← 準則主義の開始

開設年度	H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
認可申請数	226	353	340	297	281	202	128	134	113	97	83	73
申請に課題があった件数	保留 (最終的には認可)	0	1	2	5	0	4	0	3	1	4	11
	取下げ	3	3	2	6	4	2	0	6	3	10	5
	不認可	0	0	0	0	0	4	1	2	0	0	1
	合計	3	4	4	11	4	10	1	11	4	14	16
認可件数	223	350	338	291	277	196	127	126	110	87	78	66
届出件数	-	-	-	-	-	276	265	356	243	258	235	222

P21

## 6 (3) 近年の設置認可審査の手続きの改善例

### 【平成18年度】

- 大学院大学の新設の審査期間の確保（申請：6月末→4月末）
- 設置計画履行状況等調査を省令に規定，新たに届出も対象
- 設置の申請・届出での虚偽等の不正行為への厳格な対処
  - ・法令違反状態の是正措置の適用，
  - ・認可・届出に係る設置計画の履行状況が著しく不相当，などの法人からの申請は認可せず
- 新設された大学の情報を公開（名称・位置・留意事項等）

### 【平成19年度】

- 大学新設に係る申請における「教員個人調書」等の提出期限を申請書と同時（3月末）にする
- 教員の職務状況を申請書に記載
- 校地校舎等の図面を申請書に追加
- 真正な学位と紛らわしい学位を申請書に記載しないようにする
- 届出設置された学部等のアフターケアを実施（試行）

### 【平成20年度】

- 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」の改善
  - ・校地校舎等の図面に専用・共用の別を明示
  - ・研究指導科目について教員ごとの内容を記載
  - ・大学院の設置認可申請書において，シラバスを提出

### 【平成21年度】

- 早期判定（不可）の仕組みを導入（過度に準備不足な設置認可申請については，改めて十分な準備することを求めることとした）
- 専任教員の取扱いの改善
  - ・申請大学における勤務日数を明記
  - ・専任教員予定者の印鑑証明を提出
- 新設された大学の情報公開の拡大（基本計画書，学則等）
- 届出設置された学部等のアフターケアを本格実施。

### 【平成22年度】

- 設置認可後のアフターケアと認証評価の接続の改善（大学は，認証評価機関からアフターケアに関する報告書の提出を求められた場合に，速やかに提出するよう通知）

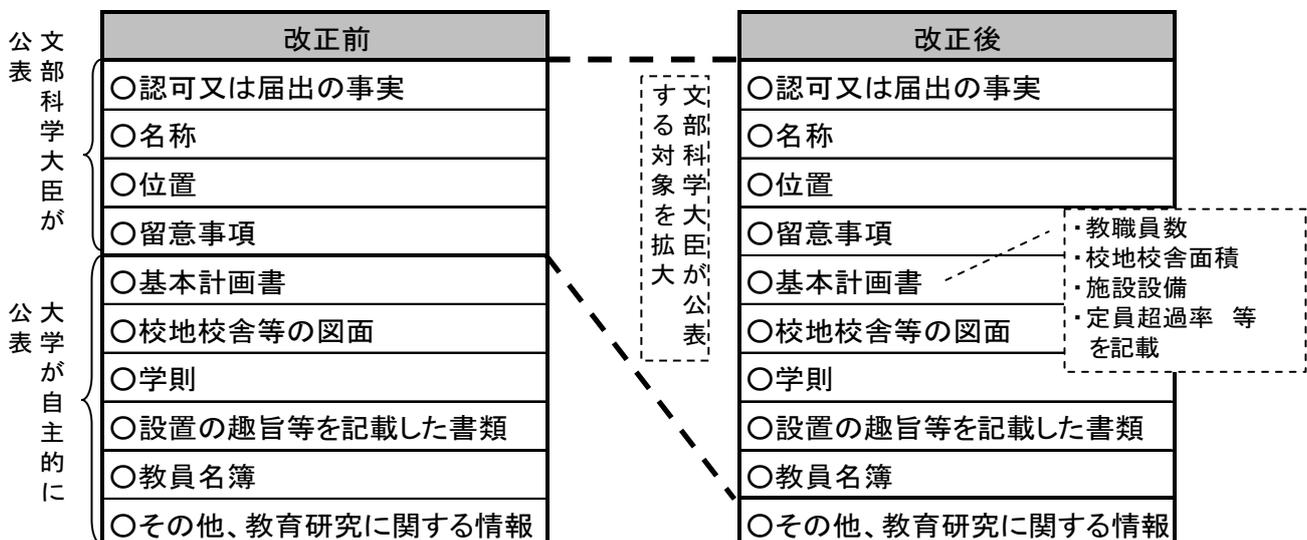
### 【平成23年度】

- 専門職大学院に係る申請については，その分野の認証評価機関が存在しない場合，認証評価を受ける際の具体的な計画を示す

P22

## 6 (4) 設置認可に関する情報公開の拡大

より積極的な情報公開の観点から，大学の設置等の認可又は届出があり，文部科学大臣が，その旨，名称，位置，留意事項等を公表する際，あわせて，基本計画書，校地校舎等の図面，学則，設置の趣旨等を記載した書類，教員名簿を公表することを明確化。平成21年3月に施行。

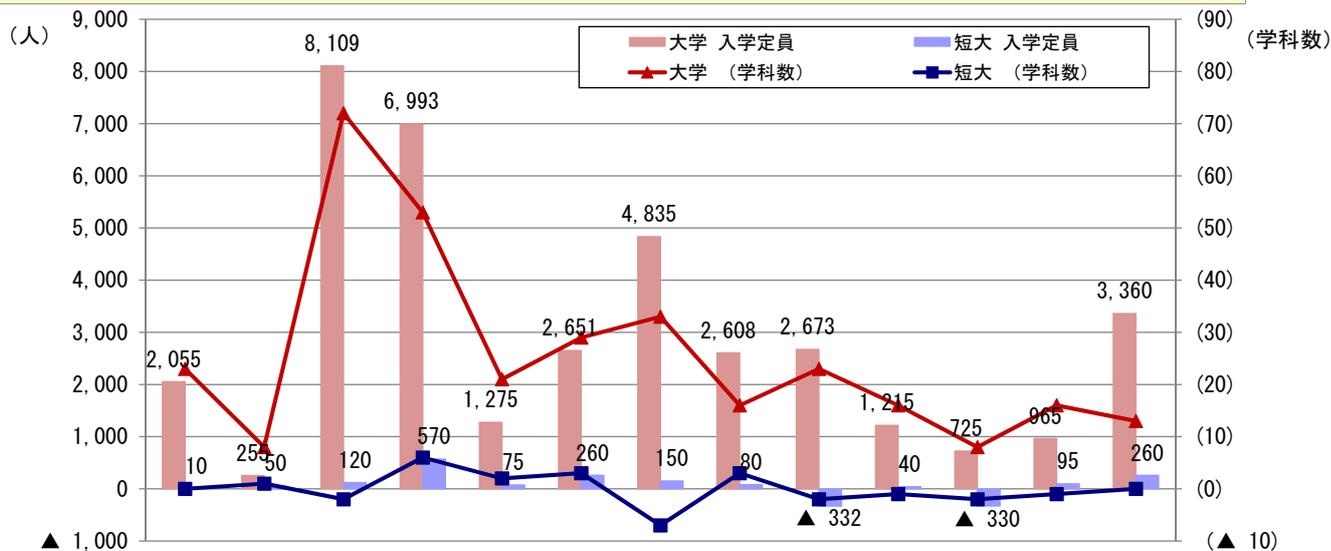


情報は，文部科学省のウェブサイト (<http://www.dsecchi.mext.go.jp/index.html>) に掲載

P23

## 6 (5) ①地域別の公私立大学・短大の学科・入学定員の増減 (H19~23年度)

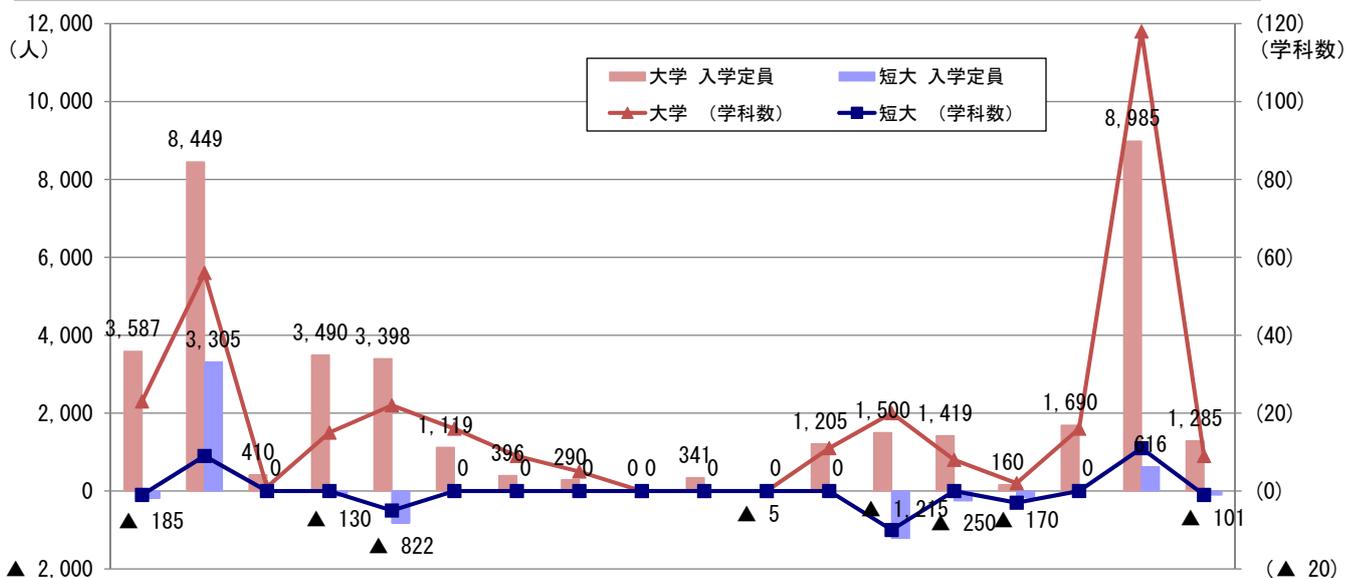
- 都市部では、設置認可により学科数・入学定員が特に増加。
- 京都、広島では、設置認可に付随して、短期大学の入学定員が減少。



海道・東北は、宮城を除く、関東・甲信越は東京を除く、東海・北陸は愛知を除く、近畿は大阪、京都を除く、中国・四国は広島を除く、九州は福岡を除く。  
このデータは、公私立大学等の設置認可と収容定員増の認可に関するものであり、届出設置分は含んでいない。

## 6 (5) ②分野別の公私立大学・短大の学科・入学定員の増減 (H19~23年度)

- 教育、保健衛生分野では、設置認可による学科数・入学定員の増加が顕著。
- 短期大学において、設置認可により学科数・入学定員が増加したのは、教育、保健衛生分野のみ。



このデータは、公私立大学等の設置認可と収容定員増の認可に関するものであり、届出設置分は含んでいない。

## 6 (6) 専門職大学院の認証評価の特例制度（免除規定）について

### (1) 専門職大学院の制度化と認証評価の創設

- 大学院における社会的・国際的に通用する高度専門職業人養成に対する期待の高まりを受けて創設（平成15年度～）
- 専門職大学院を置く大学は、機関別評価に加え、専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について認証評価を受ける（5年以内ごと）

### (2) 専門職大学院の認証評価の特例制度

- 専門職大学院の場合は、認証評価機関が存在しない場合の代替措置が定められている。
  - ①外国団体等による代替措置（→これまで実績なし）  
外国に主たる事務所を有する法人等で、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体による評価を受けること
  - ②外部検証による代替措置  
自己点検・評価を行い、その結果について、当該大学の職員以外の者の検証を行うこと

### (3) 特例制度の見直し

- 2つの代替措置のうち「外部検証による代替措置」を廃止。（理由）
- 専門職大学院制度の創設時には、専門分野の評価を行う第三者評価機関が十分には整備されていなかったが、現在、専門職大学院の9割以上に対応する評価機関が設立されている。
- 専門分野別の評価機関や専門家の育成が進んだことにかんがみ、第三者評価を促進することで、専門職大学院の質を向上させることが必要になっている。
- 外部検証の代替措置の実施方法や基準については、各大学の裁量に委ねられてきたが、評価の客観性や透明性の一層の確保が必要になっている。

### (4) 今後のスケジュール（予定）

- 平成23年5月下旬～6月下旬：パブリックコメント
- 平成23年7月：学校教育法施行規則の一部改正省令を公布
- 平成25年4月：学校教育法施行規則の一部改正省令を施行